

令和6年度 村・県民税 申告について

◎原則、昨年度粟国村で申告された方で、今年度も申告の義務があると見込まれる方については、お一人ずつ事前にはがきで通知します。(令和6年1月末発送予定)

手元に届いていない場合は、役場総務課にて申告書を配布しておりますので、申告が必要な方は、手続きをお願いします。

令和6年度の村・県民税の申告相談を令和6年2月16日(金)から3月15日(金)までの期間に粟国村役場で行います。これは令和5年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和6年度の村・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、申告する方は、期間内に申告してください。(令和5年分確定申告についても同期間で行います。)申告の内容によっては、北那覇税務署にご案内する場合があります。

《お問い合わせ先》 粟国村役場総務課税務係 098-988-2016

◆ 申告会場 粟国村役場 総務課 税務係 窓口

◆ 申告期間 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)

※土・日・祝日は除きます。

◆ 申告時間 午前9時～午後5時

◆ 受付内容 住民税申告、一般的な所得税申告



農業所得の申告について

農業所得の申告が必要な方

村県民税の申告に際し、農地を有している方は以下のとおり申告が必要です。

(1) 農地の耕作、家畜の育成・酪農を行っている方→農業所得

(2) 所有している農地の全部または一部を有償で貸出している方→不動産所得

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

対象となる方

営業・農業・不動産などの事業を行うすべての方。所得税の申告が必要ない方も対象となります。